

運営細則

制定：平成 29 年 6 月 15 日

一般社団法人
全国個室ユニット型施設推進協議会

第1章 総則

(目的)

第 1 条 本細則は、定款に基づき、一般社団法人全国個室ユニット型施設推進協議会（以下、「本会」という。）の運営に必要な事項について定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 本細則の各用語の定義は次の通りとする。

(1) 正会員

定款第 5 条に定める本会の目的に賛同して入会した法人であり、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般社団・財団一般社団・財団法人法」という。）上の社員をいう。

(2) 賛助会員

定款第 5 条に定める本会の事業を賛助するため入会した法人又は個人をいい、一般社団・財団法人法上の社員と明確に区別されるものとする。

(3) 名誉会員

定款第 5 条に定める本会に功労のあった者又は学識経験者で社員総会において推薦された者であり、一般社団・財団法人法上の社員と明確に区別されるものとする。

(4) 会員

前 3 号を総括したものをいう。

(5) 役員

本会の代表理事（会長）、副会長、各理事、監事、名誉会長、顧問をいう。

(6) 理事

本会の代表理事（会長）、副会長、各理事をいう。

(5) 事務局

本会の事務を処理するための部局であり、その主たる事務所に設置されるものをいう。

(6) 報酬等

一般社団・財団法人法第 89 条で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、費用とは明確に区別されるものとする。

(7) 費用

交通費、旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいい、報酬等と明確に区別されるものとする。

第2章 会員

(会則)

- 第3条 本会の会員に関する事項については本会の会則に定めることとする。
- 2 会則は、社員総会の承認をもって改廃する。

第3章 理事

(選任)

- 第4条 理事は定款第21条に掲げるとおり、社員総会において選任する。
- 2 理事は本会の社員の中から選任する。ただし、必要があるときは社員以外の者から選任することを妨げない。
- 3 代表理事は、理事会において選任し、再任を妨げない。
- 4 副会長は、理事候補者の中より代表理事が選任し、再任を妨げない。

(任期)

- 第5条 理事の任期は定款第23条に掲げるとおり、選任後2年以内の最終の事業年度に関する社員総会終結時までとし、再任を妨げない。

(解任・辞任)

- 第6条 理事は任期満了を待たずに辞任する場合、本会所定の書式にて辞任の意向を示さなければならない。
- 2 理事は、定款第23条で定めた理事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した場合においても、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。
- 3 理事は、社員総会の決議により解任される。
- 4 前項の規程により解任された者は、その解任について正当な理由がある場合を除き、本会对し、解任によって生じた損害の賠償を請求することができる。

(忠実義務)

- 第7条 理事は、法令及び定款並びに社員総会の決議並びに本細則を遵守し、本会のために忠実にその職務を行わなければならない。

(職務)

- 第8条 理事は、会員の意思を代表し、本会運営の責務を遂行する。

(代表理事)

- 第9条 代表理事（会長）は定款第24条に掲げるとおり、理事会の決議によりこれを定める。
- 2 代表理事（会長）は、本会を代表し、本会の業務執行における意思決定に責任をもち、業務を行う。

(副会長)

- 第10条 副会長は、代表理事を補佐し、理事会の議決に基づき、本会の業務を掌理しながら、代表理事への情報伝達を行う。
- 2 副会長は、代表理事に事故あるときは、代表理事の職務を代行する。

(各理事)

第 11 条 各理事は、定款に定めるもののほか、本会の社員総会の権限に属せしめられた事項以外の事項を議決する。

2 各理事は、理事会に出席し、理事会として社員総会決定事項が誠実かつ着実に執行できるようそれぞれが責任を持つことと共に、理事間で分担された役割がある時はそれについて取り組む。

(報告義務)

第 12 条 理事は、本会に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならない。

第 4 章 監事

(選任)

第 13 条 監事は、定款第 24 条に掲げるとおり、本会の社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

(任期)

第 14 条 監事の任期は、定款第 27 条第 2 項に掲げるとおり、選任後 4 年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結までとし、再任を妨げない。

(解任・辞任)

第 15 条 監事は、任期満了を待たずに辞任する場合、本会所定の書式にて辞任の意向を示さなければならない。

2 監事は、定款第 23 条で定めた監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した場合においても、新たに選任された監事が就任するまで、なお監事としての権利義務を有する。

3 監事は、社員総会の決議によって解任される。

4 前項の規程により解任された者は、その解任について正当な理由がある場合を除き、本会に対し、解任によって生じた損害の賠償を請求することができる。

(職務)

第 16 条 監事は、本会の会計及び事業を監査し、必要に応じて本会に対し事業の報告を求め、本会の事業及び財産の状況を調査する。

(報告義務)

第 17 条 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款又は本細則に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

(理事会への出席義務)

第 18 条 監事は、理事会に出席し、必要があると認められるときは、意見を述べなければならない。

2 監事は、必要があるときは、理事に対し、理事会の招集を請求することができる。

3 前項の規定による請求があった日から五日以内に、その請求があった日から二週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

(社員総会に対する報告の義務)

第 19 条 監事は、理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法務省令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認められるときは、その調査の結果を社員総会に報告しなければならない。

(監事による理事の行為の差し止め)

第 20 条 監事は、理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款及び本細則に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本会に著しい損害を生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

第 5 章 名誉会長及び顧問

(選任)

第 21 条 名誉会長及び顧問は、理事会において選任する。

(任期)

第 22 条 名誉会長及び顧問の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第 23 条 名誉会長及び顧問は、次の職務を行う。

- (1) 代表理事の相談に応じる
- (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べる

第 6 章 役員の報酬等及び費用

(報酬等)

第 24 条 役員への報酬は、これを支給しない。

(費用)

第 25 条 役員は、本会の職務遂行に必要な費用を請求することができる。ただし、理事会出席に係る交通費及び旅費（宿泊費）は請求できないものとする。

- 2 職務遂行に必要な費用の内、交通費及び旅費（宿泊費）については、実費を請求するものとし、本会所定の書式で請求することができる。
- 3 本会は、役員から費用請求のあった場合は遅滞なく支払い、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

第 7 章 社員総会

(種類及び開催)

第 26 条 本会の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の 2 種とする。

- 2 定時社員総会は、毎事業年度終了の日から 3 か月以内にこれを開催する。
- 3 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
- (2) 議決権の10分の1以上を有する正会員から、会議に目的である事項及び召集の理由を記載した書面により、召集の請求が理事にあったとき。

4 前項第2号の請求をした正会員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、社員総会を招集することができる。

- (1) 請求後遅滞なく召集の手続が行われない場合。
- (2) 請求があった日から6週間以内の日を社員総会の日とする召集の通知が発せられないとき。

(招集)

第27条 社員総会は、理事会の決議に基づき、代表理事（会長）が招集する。ただし、全ての正会員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。

2 代表理事（会長）は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を社員総会の日とする臨時社員総会の招集通知を発しなければならない。

3 社員総会を招集するには、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。ただし、社員総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法により、議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知を発しなければならない。

(定足数)

第28条 社員総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議方法)

第29条 社員総会の決議は、次に掲げる事項について、総正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の採決するところによる。

- (1) 入会の基準
- (2) 入会金並びに年会費
- (3) 役員報酬の額
- (4) 役員選任並びに解任
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの付属明細書の承認
- (6) 長期借入金並びに重要な財産の処分又は譲受
- (7) 理事会において社員総会に付議した事項
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項

2 前項前段の場合において、議長は、正会員として決議に加わることはできない。

3 第1項の規定にかかわらず、定款第14条第3項に定める事項並びに一般社団・財団法人法第四十九条第二項に定める事項については、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(構成及び議決権)

第30条 社員総会は、正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(議決権の代理行使)

第31条 社員は、代理人として議決権を行使することができる。

- 2 この場合、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。
- 3 社員は代理人を指定することができる。
- 4 事務局は、社員総会の日から3ヶ月間、代理権を証明する書面及び電磁的方法により提供された事項が記録された電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。
- 5 社員は、本会の業務時間内であれば、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。
 - (1) 代理権を証明する書面の閲覧又は謄写の請求
 - (2) 前項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

(議長)

第32条 社員総会の議長は、代表理事(会長)がこれにあたる。代表理事(会長)に事故があるときは、あらかじめ理事会をもって定める順序により副会長がこれに代わる。

(決議の省略)

第33条 理事又は正会員が社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第34条 理事が正会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことにつき、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第35条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び社員総会において選出する議事録署名人2名がこれに記名押印し、総会から10年間主たる事務所に備え置く。

第8章 理事会

(構成)

第36条 理事会は、定款第31条第2項に掲げるとおり、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第36条 理事会は、定款第32条第1項に掲げるとおり、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに記事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 理事の職務執行の監督
- (4) 前各号に定めるもののほか、本会の重要な業務執行の決定

2 理事会は、定款第32条第2項に掲げるとおり次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲り受け
- (2) 多額の借財

- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備

(招集)

第 37 条 理事会は、定款第 33 条第 1 項に掲げるとおり、代表理事が招集する。

- 2 代表理事に事故あるときは、副会長が招集する。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的たる事項を記載した書面をもって、開催日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対して通知を発しなければならない。

(決議)

第 38 条 理事会は、議事に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の採決するところによる。

- 2 理事会は、次に掲げる事項について決議する。
 - (1) 定款第 5 条第 3 項に定める入会の承認
 - (2) 同第 7 条に定める会員の資格喪失
 - (3) 同第 12 条に定める社員総会の招集
 - (4) 同第 28 条に定める名誉会長及び顧問
 - (5) 同第 30 条に定める取引の制限
 - (6) 同第 40 条の 1 第 2 項に定める委員会の委員の選任
 - (7) 同第 40 条の 1 第 3 項に定める委員会規則
 - (8) 同第 40 条の 2 第 2 項に定める支部長会の委員の選任
 - (9) 同第 40 条の 2 第 3 項に定める支部長会規則
 - (10) 同第 40 条の 3 第 2 項に定める部会の委員の選任
 - (11) 同第 40 条の 3 第 3 項に定める部会規則
 - (12) 同第 45 条に定める事業計画及び収支予算書の承認
 - (13) 同第 46 条に定める暫定予算の承認
 - (14) 同第 47 条に定める事業報告及び決算の承認
 - (15) 同第 49 条に定める長期借入金
 - (16) 同第 53 条第 3 項に定める事務局長、部長等の重要な職員の任免の承認
 - (17) 同第 53 条第 5 項に定める事務局の組織及び運営に関する必要な事項
 - (18) 前各号のほか、理事会において必要と認めた事項
- 3 前項において、議長は、理事として議決に加わることはできない。
- 4 第 2 項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることはできない。

(決議の省略)

第 39 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思をしめしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすことができる。ただし、監事が意義を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第 40 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代

表理事及び監事は、これに記名押印しなければならない。

2 議事録には、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 理事会の開催日時及び場所
- (2) 当該場所に存しない理事、監事又は会計監査人が理事会に出席した場合における当該出席の方法
- (3) 理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨
 - イ) 一般社団・財団法人法第九十三条第二項の規定による理事の請求を受けて招集されたもの
 - ロ) 一般社団・財団法人法第九十三条第三項の規定により理事が招集したもの
 - ハ) 一般社団・財団法人法第一百条第二項の規定による監事の請求を受けて招集されたもの
 - ニ) 一般社団・財団法人法第一百条第三項の規定により監事が招集したもの
- (4) 理事会の議事の経過の要領及びその結果
- (5) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名
- (6) 次に掲げる規定により理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
 - イ) 競業及び取引の制限に関する事項（一般社団・財団法人法第九十二条第二項）
 - ロ) 不正行為又は違反行為に関する事項（一般社団・財団法人法第百条）
 - ハ) 監事の意見（一般社団・財団法人法第一百条第一項）
- (7) 代表理事（一般社団・財団法人法第二十一条第一項に規定する代表理事をいう。第十九条第二号ロにおいて同じ。）以外の理事であつて、理事会に出席したものの氏名
- (8) 理事会の議長が存するときは、議長の氏名

3 本会は、理事会のあつた日から 10 年間、第 1 項の議事録又は前条の意思表示を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録をその主たる事務所に備えおかなければならない。

第 9 章 慶弔見舞

(種類)

第 41 条 慶弔見舞の種類は次に掲げるとおりとする。

- (1) 祝金等
祝金並びに祝花、祝電をいう。
- (2) 死亡弔慰金等
弔慰金並びに供花、弔電をいう。
- (3) 見舞金等
見舞金並びに見舞いの花、災害時の必要物資をいう。

(祝金等)

第 42 条 本会は、次に掲げる事項について祝金等を贈る。

- (1) 本会の目的及び事業に関する貢献を主たる事由として顕彰を受けたとき
- (2) 法人内で新規に介護事業所を開設したとき

2 前項第 2 号において、開設前に本会の会員となった施設への祝金等と、非会員の施設への祝金等は明確に区別されなければならない。

(死亡弔慰金等)

第 43 条 本会は、次に掲げる事項について死亡弔慰金等を贈る。

- (1) 法人の代表者、または正会員である介護事業所の管理者が死亡したとき
- (2) 法人の代表者、または正会員である介護事業所の管理者の一親等が死亡したとき

(見舞金等)

第 44 条 本会は、次に掲げる事項について見舞金等を贈る。

- (1) 法人の代表者、または正会員である介護事業所の管理者が傷病により 7 日以上入院して治療するとき
- (2) 自然災害や事故災害、その他不慮の災害により損害を被ったとき

2 前項第 2 号において、大規模な自然災害であった場合、会員並びに役員から義捐金を募ることを妨げない。

(適用範囲及び内容)

第 45 条 第 42 条から第 44 条までの規定は、正会員又は名誉会員であり、当該会員から事務局に通知があったときに適用される。ただし、第 44 条第 1 項第 2 号については、事務局が事実を把握した時点で適用されるものとする。

2 贈答金品については、代表理事が判断するものとする。

3 第 1 項にかかわらず、必要と認めるときには代表理事の判断で行うことを妨げない。

(報告の義務)

第 46 条 前条について、代表理事は理事会に報告し、事後承認を得なければならない。

第 10 章 附則

(法令等の準拠)

第 47 条 本細則に定めのない事項については、すべて一般社団・財団法人法、その他の法令並びに定款によるものとする。

(改廃)

第 48 条 本細則の改廃については、理事会の承認を得るものとする。

2 前項にかかわらず、第 4 章に定める事項の改廃については、監事全員の承認を必要とする。

3 第 1 項にかかわらず、第 6 章に定める事項の改廃については、社員総会の承認を必要とする。

本細則は平成 29 年 6 月 15 日から施行する。